		○		21注○	17注○						○	○	○	備設線無の号三十五第項一第条二第

を

		○		21注○	17注○					15注○	○	○	○	備設線無の号三十五第項一第条二第

に改め、同表注15を次のように改める。

15　設備規則第十四条の二第一項本文又は第二項本文の規定が適用されるものに限る。

別表第二号第一中「6　添付図面」を「6　添付図面等」に改め、同表第一注10を次のように改める。

10　5の欄は、次によること。

⑴　設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。

⑵　1の欄から4の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

別表第二号第一注11⑷中「人体頭部」を「設備規則第14条の2第2項に規定する人体頭部」に改め、同注11中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する場合における筐体について記した図面、送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する場合における無線設備と人体との位置関係について記した資料並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の2第1項の同一の筐体に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計（通信方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。

別表第二号第五中「10　添付図面」を「10　添付図面等」に改め、同表第五注15を次のように改める。

15　9の欄は、次によること。

⑴　設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。

⑵　1の欄から8の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

別表第二号第五注16⑶中「人体頭部」を「設備規則第14条の2第2項に規定する人体頭部」に改め、同注16中⑶を⑷とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する場合における筐体について記した図面、送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する場合における無線設備と人体との位置関係について記した資料並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の2第1項の同一の筐体に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計（通信方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。